

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十三年七月二十九日
参議院政治倫理の確立及び
選挙制度に関する特別委員会

選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団
体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は、本法施行に当たり、関係地方公共団体の意向
等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施
するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の所在の把握や不在者投票を円滑に
実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

右決議する。